役員の報酬等に関する規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人末崎保育会定款(以下「定款」という。)第 21条に定める役員の報酬等に関する事項について定める。
- 第2条 この規程の役員とは、理事長、業務執行理事、理事及び監事をいう。
- 第3条 定款第21条に定める総額の範囲内とは150,000円以内とする。
- 第4条 役員の報酬は次のとおりとする。
 - (1) 理事長の報酬を年額 120,000 円とし、年 3 回に分けて支給する。この場合において、1 年の中途に理事長に就任したときは、その日の属する月からの月割りによって計算した額の報酬を、又は 1 年の中途に理事長を退任したときは、その日の属する月までの月割りによって計算した額の報酬を支給する。
 - (2) その他の役員には、報酬は支給しない。
 - (3) 役員が理事会に出席した場合、又は監査に従事した場合には、費用弁 償として1回につき3,000円を支給する。
 - (4) 役員が提案や説明のため、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合にも費用弁償として1回につき3,000円を支給する。
 - (5) その他理事長が必要と認めるものに出席した場合、費用弁償として 1 回につき、3,000 円を支給する。
- 第 5 条 職員が理事に就任し、通常勤務中に理事会に出席した場合には、費用 弁償は支給しない。

附則

- この規程は、平成 29 年 2 月 21 日から適用し、従前の「役員報酬及び旅費に 関する規程」は廃止する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行し、従前の「役員報酬及び旅費に関する規程」は廃止する。
 - この規程は、令和2年6月5日から施行し、令和2年1月1日から適用する。